

介護施設における人員配置の先進事例

第6回全世代型社会保障検討会議
資料抜粋(令和2年2月19日)

国が定める人員配置基準では、入所者3人当たり職員1人以上としている。
業務改善やICT機器・センサー・ロボットの導入により、サービス水準の維持・向上を図りつつ、効率的な運営を行う先進事例が存在。

	社会福祉法人 若竹大寿会 (横浜市)	社会福祉法人 善光会 (東京都大田区)	北九州市 春秋会 (北九州市)
取組概要	<p>トヨタ式のカイゼン活動をベースに、サービス水準の維持・向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を実現。</p>	<p>ICT機器・センサー・ロボットの活用により、サービス水準の維持・向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を実現。</p> <p>(機器の導入例) ・見守りセンサー(シルエット型) ・生体センサー(睡眠チェック) ・記録作成ソフトウェア ・インカム ・移乗支援(非装着)</p>	<p>ICT機器・センサー・ロボットの活用により、サービス水準の維持・向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を実現。</p> <p>(機器の導入例) ・見守りセンサー(シルエット型) ・生体センサー(睡眠チェック) ・記録作成ソフトウェア ・インカム ・移乗支援(非装着)</p>
人員配置の状況 (入所者：職員)	2.5対1	2.8対1	2.87対1

(出所)厚生労働省資料を基に作成。

北九州市では、特別養護老人ホームにおいて実証を行い、業務分析をふまえて課題の解決策を検討し、業務オペレーションを見直した上で、テクノロジー活用や元気高齢者の活躍等によって、サービスの質を向上させながら効率的な人員配置の成果をあげている。(実証前：2.0(利用者)：1(職員) 実証後：2.87(利用者)：1(職員))

第5回介護現場革新会議(令和2年3月5日)北九州市発表資料抜粋

ICT・介護ロボット等を活用した新たな介護の働き方の実証

<実証施設>

(社福) 春秋会
特別養護老人ホーム
好日苑大里の郷
(特費：29人：3ユニット、
ショート：10人：1ユニット、計39人)

<実証仮説の作成>

解決策の方向性

介護必要量
介護提供量

業務オペレー
ション整理

ピーク変動

外部人材活用

直接介助業務
間接介助業務

ICT・介護ロ
ボット等活用

<実証期間>

令和元年9月1日から12月7日
(約3か月)

<実証内容>

① 複数の見守りセンサーを組み合わせ、職員の負担軽減と利用者の安心・安全に配慮した見守り

【導入機器等】



＜整備状況＞

- ・2種類のセンサーを個別に設置
- ・省エネ機能搭載

＜働き方の変化＞

- ・定時巡回を止めてスマホやモニターで入居者の状態を確認
- ・コールやアラートが鳴るとスマホで状態を確認し優先性を判断

【導入機器等】

ハイブリッドセンサー
NEOS+Care
1ユニットあたり1台

② 移乗支援機器等の活用による抱きかかえない

【導入機器等】



SASUKE
1台1台

＜整備状況＞

- ・2ユニット1台(SASUKE)
- ・4ユニット3台(リフト)

＜働き方の変化＞

- ・2人での移乗から1人での移乗が可能
- ・移乗支援機器を使用する時間を減らして、入居者とのかかわりが増加

【導入機器等】

移動リフト、昇降機
1ユニットあたり1台

③ 安心・安全な環境づくりと元気高齢者の活躍

【導入機器等】



＜整備状況＞

- ・施設全体で情報共有
- ・介員の適切な業務のアウトソーシング

＜働き方の変化＞

- ・リアルタイムでの情報共有と必要時に作業を止めず応援要請
- ・周辺業務を介護助手が担当(リネン交換、掃除、配膳、片付け、入浴準備)

【導入機器等】

タブレット
介護助手

④ 業務効率化と利用者のQOL向上等を目的した介護記録、見守りセンサープラットフォーム化

【導入機器等】



＜整備状況＞

- ・3つの端末にアプリを動作

＜働き方の変化＞

- ・自動記録で転倒等の状況を把握。要因を分析して予防対策を実施
- ・夜間の睡眠状態を分析し、適切な排泄誘導、おむつ交換の実施

【導入機器等】

タブレット
介護士1台あたり1台

第5回介護現場革新会議(令和2年3月5日)北九州市発表資料抜粋

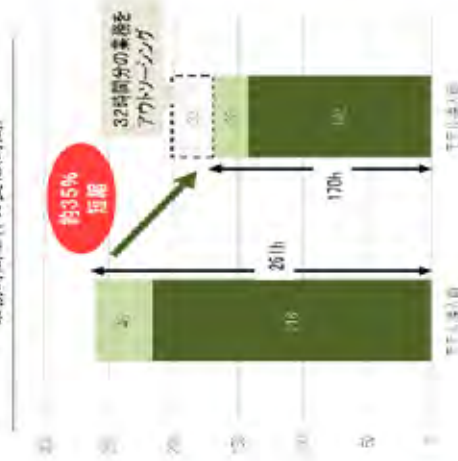
実証結果(評価・分析)

1. 介護負担軽減と介護の質に寄与

評価指標
: 作業観察(タスク17%)
職員インタビュアー等

- 業務全体35%削減
- 見守り業務62%削減
- 夜間帯が精神的に楽に
- 記録業務49%削減
- 周辺業務64%削減
- 直接介護割合の増加
- 入居者との会話2.5倍

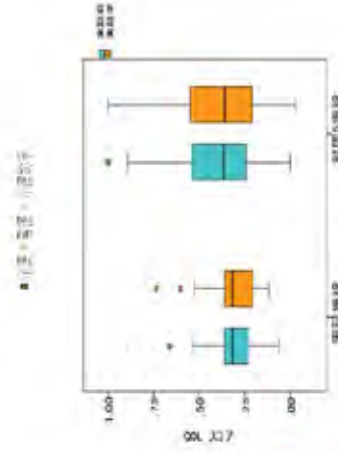
業務時間全体の変化(時間)



2. 入居者のQOLの維持・向上

評価指標
: EQ-5D、WHO-5、
職員インタビュアー等

- 実証前、中でQOL維持
- 日中の覚醒が良くなり、食事に好影響



3. 安全面確保

評価指標: アクシデント・インシデント記録等
• アクシデント1件、インシデント10件で前年比で減少

4. 生産性向上

評価指標: 勤務形態・勤務管理表等
• 夜勤介護 3名→2名
• 常勤換算(介護・看護) 2.0:1⇒2.87:1(生産性1.4倍)
• 休暇 公休9日/月⇒プラス有給1日で10日休暇/月

2ユニットあたりの人員配置

配置人数	現状		北九州モデル(実証)
	現行基準	実証施設	
日中	介護 2	3	2
	看護 1	1~1.5	0.875
夜間	夜勤 1	1.5	1
人員配置(常勤換算)	3:1	2.0:1	2.87:1

5. 経済状況明確化

評価指標: 収支シミュレーション等
• 初期投資額の負担は大きい
• 約2年で収支は黒字化 ※要検討: 人件費削減分活用

介護サービス事業所・施設における夜勤職員に係る加算等の配置要件

第186回介護給付費分科会
資料抜粋(令和2年9月30日)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院 介護療養型医療施設	認知症対応型 共同生活介護
ユニット型 本体報酬に おける夜勤 の人員基準 (最低基準)	2ユニット毎に1以上 利用者の人数規模に 応じて夜勤職員の必要 数を配置 (利用者の人数) (必要配置数) 25人以下 1以上 26～60人 2以上 61～80人 3以上 81～100人 4以上 101人以上 4に加え、 25人毎に 1以上	2ユニット毎に1以上 2以上を配置 利用者が40人 以下の場合であって、 常時、緊急時の連絡 体制を整備している 場合は1以上	2ユニット毎に1以上 2以上を配置(うち 看護職員が1以上) 利用者が30人を 増す毎に1以上加配	1ユニット毎に1以上
	ユニット 型以外	上記に加え、宿直勤務に 当たる者を配置 夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算	夜間勤務等看護 ()及び()の場合) (の場合) 2以上を配置(うち 看護職員が1以上) 利用者が15人を 増す毎に1以上加配 (の場合) 1以上を配置 利用者が20人を 増す毎に1以上加配
夜勤職員 に係る 加算要件の 人員基準	最低基準に加えて 「1名分」の人員を 多く配置 見守り機器を導入 した場合は、一定の 要件を満たすことを 条件に、「0.9人分」 の人員を多く配置	利用者の人数規模に 応じて必要数を配置 ・ 利用者が41人 以上の場合、 2以上 ・ 利用者が40人 以下の場合、 1以上 共に、利用者が 20人を増す毎に 1以上加配	(の場合) 2以上を配置 (の場合) 1以上を配置	(の場合) 2以上を配置 (の場合) 1以上を配置 共に、夜勤職員 及び宿直勤務に当た る者の合計数

介護ロボットの活用の促進 (平成30年度介護報酬改定)

第186回介護給付費分科会
資料抜粋(令和2年9月30日)

前回の介護報酬改定において、介護ロボット活用に関する介護報酬の見直しを行った。

具体的には、特別養護老人ホーム及びショートステイにおける夜勤職員配置加算について、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に、通常「1名分の人員を多く配置」することが必要なところ、「0.9名分の人員を多く配置」することとした。

ただし、その際、以下の要件を満たすことが必要。

入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。
施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

通常の夜勤職員配置加算の要件	見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件
<ul style="list-style-type: none"> 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準 + 1名分の人員を多く配置していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準 + 0.9名分の人員を多く配置していること。 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(3) 介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業

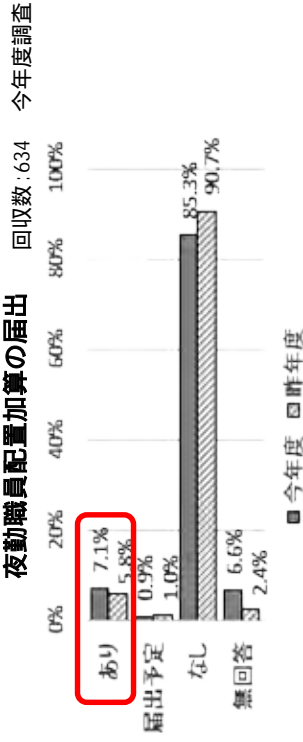
第186回介護給付費分科会
資料抜粋(令和2年9月30日)

A. アンケート調査

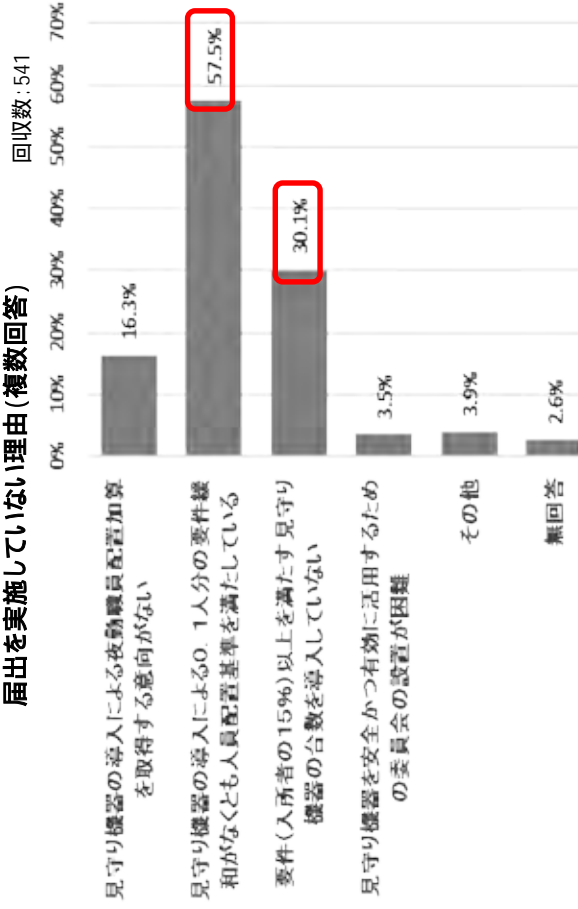
【夜勤職員配置加算の届出状況】 問3-4(2) 見守り機器の導入による夜勤職員配置加算の届出、問3-4(2) 今度の届出の意向について、問3-4 見守り機器の導入による夜勤職員配置加算の届出を実施していない理由

- 見守り機器の導入による夜勤職員配置加算の届出では、届出ありが7.1%(昨年度結果は5.8%)であった。
- 見守り機器の導入による夜勤職員配置加算の実施していない理由については、「見守り機器の導入による0.1人分の要件緩和がなくなるとも人員配置基準を満たしている」が最も多く57.5%、次いで「要件(入所者の15%)以上を満たす見守り機器の台数を導入していない」が30.1%であった。

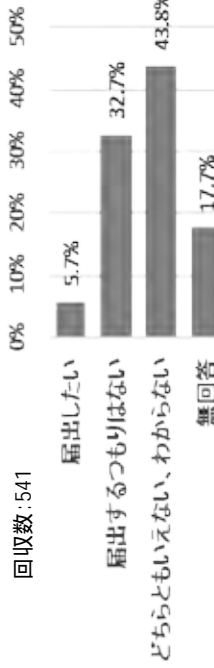
図表19【アンケート調査】見守り機器の導入による夜勤職員配置加算の届出



図表21【アンケート調査】見守り機器の導入による夜勤職員配置加算の届出を実施していない理由(複数回答)



図表20【アンケート調査】今後の届出の意向について



【ヒアリング調査による夜勤職員配置加算に対する主な意見】

- ・夜勤専門職員の手当と当該加算による増収が差し引きゼロであれば、職員1人あたりの負担が軽減されるため、当該加算を取得してもよいと考えている。要件が0.9人ではなく、0.6人程度であれば差し引きゼロになる計算である。
- ・見守り機器の導入割合の要件(入所者の15%以上)は、機器の導入数が多く、多額の費用がかかるため、限られた施設しか対象にならないのではないかと。
- ・見守り機器の導入による夜勤職員配置加算の届出をしても、実質の人員としては1人となり、0.1人分を減らすことはソフトを考えても難しい。
- ・届出を行っているが、普段は通常の加配で運用している。一方、職員の退職や休み等、急な欠員により少ない人員で運用する場合があります。

介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業

第186回介護給付費分科会
資料抜粋(令和2年9月30日)

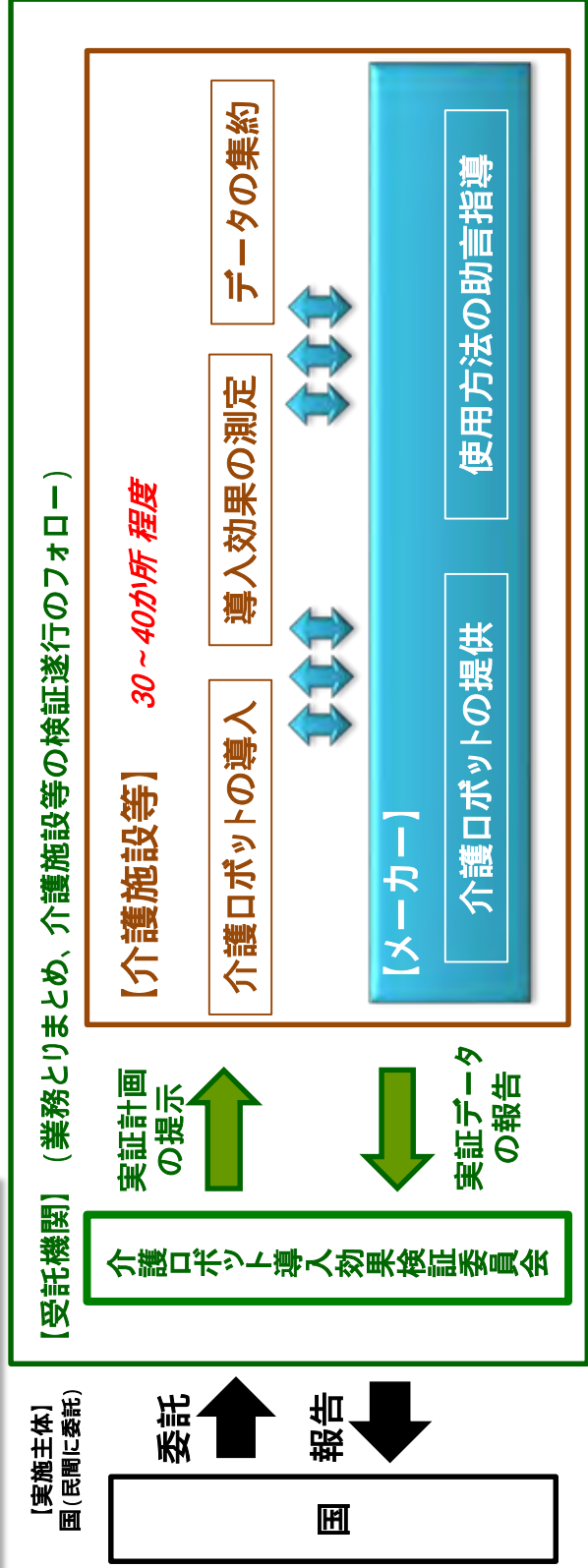
概要

次期報酬改定(令和3年度)に向けて、介護ロボットの導入による介護業務の効率化・負担軽減効果に関する効果測定を行い、介護ロボットの活用に関する報酬改定の検討材料を得る。

事業内容

介護現場や民間企業などの関係者で構成する「介護ロボット導入効果検証委員会」を開催し、介護ロボットの導入により期待できる介護の負担軽減効果等を検証するための実証計画を策定。
実証計画に基づき、介護施設等に介護ロボットを導入するとともに、介護ロボット導入前後の介護業務についてタイムスタディ等を実施し、導入効果のデータを測定・収集する。
対象機器は、開発重点6分野13項目(移乗支援、 移動支援、 排泄支援、 見守り・コミュニケーション、 入浴支援、 介護業務支援)を基に選定する。
得られたデータを「介護ロボット導入効果検証委員会」において分析・検証を行う。

事業の概要(イメージ図)



<現状・課題>

- 介護人材が不足し、現役世代が減少していく中、介護現場の生産性向上は喫緊の課題であり、介護助手や介護ロボット、ICT等のテクノロジーを活用することによって、介護サービスの質の向上及び業務効率化を推進することが重要となっている。
- 平成30年度の介護報酬改定においては、
 - ・ 介護ロボットの活用促進を図る観点から、特別養護老人ホーム及びショートステイの夜勤職員配置加算について、見守り機器の活用を報酬上評価するとともに、
 - ・ ICTを活用したリハビリテーション会議への参加を可能とすること等の対応を行った。
- このような中で、
 - ・ 平成30年度改定で導入された夜勤職員配置加算については、届出割合が低調となっているとともに、
 - ・ 特養以外の施設においても、見守りセンサーのほか、インカム等のICTを効果的に組み合わせて活用することによって、業務効率化の成果を挙げている事例が見られるものの、一部の施設に留まっており、今後、検証結果も踏まえつつ、テクノロジー活用を更に促していくことが求められる。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響下で、新たな生活様式が求められる中で、会議等におけるICTの活用を進めてきたところであるが、
 - ・ 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「介護支援専門員のモニタリング訪問、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討」するとされるところに、
 - ・ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)において、「対面以外の手段をできる限り活用する観点から、生産性向上に重点的に取り組む」とされているところ。

介護現場の革新

第186回介護給付費分科会
資料抜粋(令和2年9月30日)

< 論点 >

- 平成30年度に改定した夜勤職員配置加算の活用推進に向けて、見守りセンサーとインカム等のICT機器との併用などによる効果実証の結果等を踏まえながら、他のサービスへの評価の拡大も含めインセンティブの方策を検討してはどうか。
- テクノロジーの活用によって、サービスの質の向上や職員の職場定着に取り組み介護事業所に対する報酬上の評価をどう考えるか。
- 各種会議や多職種による連携等において、ICTの活用を進める観点から、どのような方策が考えられるか。

「日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化」について

- 日本赤十字社の「地区区分区(※1)」は、日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されているが、その業務は、地方公共団体や市区町村社会福祉協議会等が担っている。
全国約2,300箇所地区区分区が担っている、活動資金(※2)の収集などの業務や組織の実態は、地域によって事情が異なる可能性があるため、今回、全国的にこれらの実態を把握することとしている。

※1 市区町村等をその活動範囲として赤十字活動を行う組織。

※2 活動資金は、災害時の救護活動、応急手当等の普及活動や青少年への教育活動、活動資金の募集等の活動に要する費用に充たされている。

- 日本赤十字社において都道府県支部に調査票を配付し、都道府県支部を通じて全国の地区区分区の実態把握を、近日中に実施することとしている。
- 令和2年度中に実態調査及び分析を実施し、その結果を踏まえて、必要な法令上の措置について検討する。

重点番号40:日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化(厚生労働省)

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 11 日

各調査対象市障害児支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室
内閣府地方分権改革推進室

障害児通所給付決定に係る実態等に係る調査依頼について

障害保健福祉行政及び地方分権改革の推進につきましては、日々御尽力、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

障害児通所給付決定（以下「給付決定」という。）において定めることとしている給付決定の有効期間は、1月間から12月間の範囲内で市町村が定める期間としています。

令和元年度の地方分権提案において、当該期間の上限を延長することについて提案があったことを踏まえ、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討することとしています。

つきましては、今般、下記のとおり調査を実施することとしましたので、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1 調査対象市

① 指定都市

- ##### ② 全国7ブロックごとに、人口規模別に抽出された2市（人口10万人以上の市及び人口5万人以上10万人未満の市で1市ずつ）。

2 調査内容

別紙1の調査票のとおり。

3 回答方法

以下の回答期日までに、貴市における地方分権改革担当課に共有の上、厚生労働省担当宛に電子メールで提出してください。

4 回答期日

令和2年9月30日（水）17:00

<参考> 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

（5）児童福祉法（昭22法164）

（v）障害児通所給付決定の有効期間（21条の5の7第8項）については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害福祉課障害児・発達障害者支援室 佐々木、野村
T E L : 03-5253-1111（内線 3037、3102）
F A X : 03-3591-8914
E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

内閣府地方分権改革推進室 大熊、松野
代 表 : 03-5253-2111（内線 46441）
直 通 : 03-3581-2458
F A X : 03-3581-2354

障害児通所給付決定の実態等に係る調査

※ 水色の着色箇所が回答欄になります。

回答者の基礎情報			
都	道	府	県
市	町	村	
障害児通所給付決定児童数（令和2年8月1日時点）			
※ 8/1での集計が困難な場合、7/31等近似の日での人数を計上してください。			
所	属	局	部
			課
			室
			名

問1 貴自治体では、5領域11項目の調査をどのようなタイミングで実施していますか。実態に基づき以下の選択肢に該当するものに「1」を入力してください。（1つだけ選択）

① 基本は更新決定又は変更決定のたびに実施している。	
② 基本は更新決定のたび（1年に1回）の頻度で実施している。	
③ 基本は2年に1回の頻度で実施している。	
④ 基本は3年に1回の頻度で実施している。	
⑤ その他	

※ 5領域11項目に上乗せして5領域11項目以外の項目についても調査を実施しているような場合は、①～④のいずれかを選択してください。

※ 5領域11項目の一部の項目を省略して実施していたり、全く別の調査を実施しているような場合は⑤を選択してください。

⇒ 「③基本は2年に1回の頻度で実施している。」、「④基本は3年に1回の頻度で実施している。」、又は「⑤その他」の場合、その理由を記載してください。

⇒ 「⑤その他」の場合、その内容や時期を具体的に記入してください。

★ 問1で「①基本は更新決定又は変更決定のたびに実施している。」又は「②基本は更新決定のたび（1年に1回）の頻度で実施している。」を選択した市町村におかれては、問2の回答をお願いします。それ以外の市町村におかれては、調査は以上となります。

問2 平成30年4月から令和2年4月にかけて、継続的に給付決定がされていた児童について、以下に示す人数分の5領域11項目の調査結果について、該当する項目に“1”を入力してください。

- ※ 回答の対象となる児童のイメージは別紙を参照してください。
- ※ 5領域11項目には「該当しない」という選択肢はありませんが、調査の便宜上設けています。「全介助」又は「一部介助」、「ほぼ毎日」又は「週1回以上」に該当しない場合は「該当しない」に“1”を入力してください。

調査回答人数	
平成30年4月1日時点で未就学児	5人
平成30年4月1日時点で就学児	5人
※ 対象者は各市町村においてランダムに抽出してください。例えば、対象者を氏名順に並べ、先頭から順に未就学児を5人、就学児を5人抽出する方法が考えられます。	
※ 対象者の年齢が重複しても差し支えありませんが、可能な範囲で回答する年齢層が固まらないようにしてください。	

児童1		(未就学児)		障害種別		
平成30年4月1日時点年齢		歳		※重症心身障害以外の重複障害の場合、主たる障害を選択してください。		
調査項目		平成30年4月時点	平成31年4月時点	令和2年4月時点		
食事	全介助		全介助		全介助	
	一部介助		一部介助		一部介助	
	該当しない		該当しない		該当しない	
排せつ	全介助		全介助		全介助	
	一部介助		一部介助		一部介助	
	該当しない		該当しない		該当しない	
入浴	全介助		全介助		全介助	
	一部介助		一部介助		一部介助	
	該当しない		該当しない		該当しない	
移動	全介助		全介助		全介助	
	一部介助		一部介助		一部介助	
	該当しない		該当しない		該当しない	
行動障害および精神症状	強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動	ほぼ毎日		ほぼ毎日		ほぼ毎日
		週1回以上		週1回以上		週1回以上
		該当しない		該当しない		該当しない
	睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）	ほぼ毎日		ほぼ毎日		ほぼ毎日
		週1回以上		週1回以上		週1回以上
		該当しない		該当しない		該当しない
	自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	ほぼ毎日		ほぼ毎日		ほぼ毎日
		週1回以上		週1回以上		週1回以上
		該当しない		該当しない		該当しない
	気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する	ほぼ毎日		ほぼ毎日		ほぼ毎日
		週1回以上		週1回以上		週1回以上
		該当しない		該当しない		該当しない
再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる	ほぼ毎日		ほぼ毎日		ほぼ毎日	
	週1回以上		週1回以上		週1回以上	
	該当しない		該当しない		該当しない	
他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる	ほぼ毎日		ほぼ毎日		ほぼ毎日	
	週1回以上		週1回以上		週1回以上	
	該当しない		該当しない		該当しない	
学習障害のため、読み書きが困難	ほぼ毎日		ほぼ毎日		ほぼ毎日	
	週1回以上		週1回以上		週1回以上	
	該当しない		該当しない		該当しない	

※5領域11項目の調査では「該当しない」という項目はありませんが、「全介助」、「一部介助」、「ほぼ毎日」、「週1回以上」のいずれにも該当しない場合は、「該当しない」に“1”を入力してください。